

井原報告へのコメント ～日本古代の錢貨出挙について～

三上 喜孝

井原報告の趣旨

- ・中世社会における宋錢流通の背後に、古代以来の、錢貨による広範な債務関係の存在を想定。
 - ・錢貨出挙に関わる古代法の復活を重視。
- 古代の出挙の実態をとらえ直すことが課題。

(1) 古代法の整理

- 養老雜令 19、20、21 条 (史料 1)
- 天平 9 年 (737) 9 月 22 日条 (史料 2)
- 天平勝宝 3 年 (751) 9 月 4 日格 (史料 4)
- 延暦 2 年 (783) 12 月 5 日条 (史料 3)
- 弘仁 10 (819) 年 5 月 2 日格 (史料 5)

(2) 穎稻出挙と錢貨出挙、公出挙と私出挙

穎稻私出挙の禁止は確認できるが、錢貨私出挙の禁止は確認できない (吉田晶「八・九世紀の私出挙について」『律令国家の基礎構造』吉川弘文館、1960 年)。

- ・天平勝宝 3 年格は穎稻を「錢財」として出挙していることを問題としている。
- ・弘仁 10 年の格によれば「公私挙錢」とあり、錢貨私出挙についても言及している。
- ・藤原仲麻呂に対する「鑄錢舉稻及用惠美家印」の権限の付与 (『続日本紀』天平宝字 2 年 8 月甲子条)。→穎稻出挙は国家の特権と位置づけられている。

(ただし穎稻私出挙の禁止といっても、具体的には「王臣家」による地域社会への私出挙の規制が専らの趣旨であり、私出挙の全面禁止という意味ではないとする考え方もある。梅村喬「いわゆる私出挙禁止令の理解について」『続日本紀研究』275、1991 参照)。

一方、錢貨出挙については西市の東北角空閑地に「出挙錢所」を設ける (『続日本後紀』承和 8 年 (841) 2 月丙寅条)。

錢貨私出挙容認の背景……諸司による財政運用

王臣家間、中央官司と地方国郡間など、さまざまなレベルで日常的な錢貨融通の活動が行われており (『続日本後紀』承和 6 年 (839) 閏正月丙午条、清胤王書状など)、これを禁ずることは都市生活で支障をきたすことになる。

→京内部における恒常的な錢貨出挙の必要性により、平安時代に錢貨私出挙は広範に行われていた。

「弘仁 10 年 5 月 2 日格」の解釈

「利一倍」は宝龜 10 年 (779) 9 月 27 日格

「利半倍」は延暦 16 年 (797) 4 月 20 日格

(3) 治承～建暦年間の銭貨出挙政策について

実態として宋銭による銭貨出挙が広範に行われていたということは認められるだろう。

しかしこの間、政策的には銭貨出挙についてはまったく言及していない。

治承2年(1178)7月18日新制(続左丞抄2)「出挙私物」「一倍」の原則=私出挙

建久2年(1191)3月29日新制(三代制符)銭貨についての記述なし。利半倍法は私出挙にかかわる可能性あり。

(参考)「又出挙私稻者、自今以後、不得過半利、余者如令」(『続日本紀』和銅4年(711)10月壬辰(22日)条)

建久4年(1193)(法曹至要抄)非公認の銭貨出挙を米の私出挙とみなす。米の私出挙の論理の中でとらえる。

当該時期の銭貨出挙の一倍法厳守→利息の引き上げというよりも、従来の私出挙の範疇でとらえるという姿勢を貫いた結果であろう。

(4) 銭貨出挙・流通貨幣・決算通貨の関係

宋銭は12世紀後半段階からすでに流通貨幣として問題視されているように思われ(『玉葉』など)、銭貨出挙→流通貨幣・決算通貨ととらえてよいか疑問。むしろ、流通貨幣と決算通貨との間に段階差を認めるべきではないだろうか。